

●やむを得ない理由により交付申請者が受取りに来ることが困難であると認められる場合は、次のとおりです。代理人受取を行う場合は、申請者が来庁できない理由を証明する書類(原本)が必要です。

やむを得ない理由	必要な書類
1. 成年被後見人、 被保佐人及び被補助人	登記事項証明書（発行日から3ヶ月以内のもの） 保佐人・補助人の場合は、「登記事項証明書」の代理行為目録等の交付申請者の指定の事実を確認するに足りる資料
2. 中学生及び小学生、 未就学児	法定代理人が来庁され、生年月日を証する書類を提示する等
3. 75歳以上の高齢者	生年月日が確認できる書類（本人確認書類）と来庁できない旨を記載した委任状（交付通知書）の提示 【交付通知書の余白に「高齢のため来庁が困難」である旨を記入してください。】
4. 病気・身体の障害等 により来庁が困難	【障がいのある方】 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証
	【長期入院者】 診断書、入院証明書、入院診療計画書、領収書、診療明細書、請求書・病院長が作成する顔写真証明書
	【病気による外出困難者】 診断書、公的サービス等の従事者が作成する書類、外出困難である旨が客観的に読み取れる書類
	【施設入所者】 入所証明書、領収書、請求書、施設入所の事実を証する書類、施設長が作成する顔写真証明書
5. 要介護・要支援認定者	要介護・要支援認定の記載がある介護保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
6. 妊婦	母子健康手帳、妊娠健診を受診したことが確認できる領収書、受診券
7. 長期（国内外）出張者、長期航行する船員など（仕事の内容、勤務場所、務形態等の客観的状況に照らして来庁が困難であると認められる者）	勤務先が発行する辞令・出張証明等、勤務形態を証明する書類 ※通常勤務の場合、仕事が多忙といった理由は、やむを得ない理由として認められていません。
8. 海外留学をしている者	査証のコピー、留学先の学生証のコピー、留学証明書
9. 高校生・高専生	学生証、在学証明書
10. 社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態である者	社会的参加を回避し長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であることについて相談していることを証する書類(※4)、公的な支援機関の長が作成する顔写真証明書